

平成18年度から指定管理者制度を導入します

現在町が所有・管理している体育施設や文化施設などの各施設について、指定管理者制度を導入することになりました。

指定管理者制度とは、町の指定を受けた管理者が、町の施設の管理を代行する制度です。

指定管理者制度の概要

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度の導入が可能になりました。これまで町の施設の管理は、町の出資法人や公共的な団体しか行うことができませんでした。この法改正により、町が出資法人以外の民間事業者でも、議会の議決を経て町が施設の管理者として指定すれば（指定管理者）、施設の管理運営ができるようになります。



既に制度を導入しているスマイルドーム大山望

今後は、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通じて、サービスの向上や経費の節減等を図ることが可能となり、また、町を代行して管理することにより施設の「使用許可」などの行為も指定管理者が行うことができるようになりました。本町では、平成17年度に指定管理者制度導入等の基本方針を定め、これにあわせて順次、町の施設に指定管理者制度を導入していく予定としています。

指定管理者になった場合、町の施設の管理はどのようになる？

地方自治法や条例では次のような事項が定められており、民間事業者が指定管理者になっても町による一定のコントロールの下、適正な管理を行っていきます。指定管理者は、住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律上直接義務付けられています。

施設の管理運営の効率化、サービスの向上が見込める施設について、指定管理者制度を導入します。また、主に集落で利用されている集会所などの施設については、地元へ譲渡する予定です。

指定管理者の選定手続きは条例で定め、指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経て指定します。指定管理者が行う業務の範囲や使用許可の基準、使用制限の要件などはあらかじめ条例で定めます。指定管理者は、毎年度終了後事業報告書を町に提出しなければなりません。指定管理者が町の指示に従わないときなどは、必要に応じ、指定の取消しなどを行うことができます。施設を利用する際の利用時間や料金は、指定管理者が定めることができますが、事前に町に協議し承認が必要です。指定管理者のみの判断で自由に決定することはできません。

伯耆町の指定管理者制度の導入等の基本方針について

町の施設について、学校など指定管理者制度の導入が認められていない施設のほか、水道施設や道路のように町民生活に直接関りがあり、安全性・安定性の確保が特に求められている極めて公共性の高い施設以外で、

【既に指定管理者制度を導入した施設】

施設名	指定管理者
・堆肥センター	伯耆町堆肥生産組合
・スマイルドーム大山望	財団法人 伯耆町農業振興公社
・コミュニティプラザ	社団法人南部広域シルバー人材センター
・大山ガーデンプレイス	伯耆町地域振興株式会社
・溝口福祉センター、岸本保健福祉センターを一括	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
・別所川溪流植物園、丸山ふれあいの森、交流の森を一括	丸山生産森林組合ほか2団体のグループ (伯耆町地域振興株式会社、岸本ガーデンクラブまちづくり協議会)
・鬼の伝承公園、鬼のトレを一括	アースサポート株式会社

【平成18年度中に指定管理者制度を導入予定の施設】

- ・有線テレビジョンセンター
- ・鬼の館
- ・清掃センター
- ・植田正治写真美術館
- ・ささふく水辺公園
- ・榎水高原リフト・榎水フィールドステーションを一括
- ・鬼っ子ランド・鬼ミュージアムを一括
- ・ゆうあいパル

【当面は直営とするが施設運営のあり方・運営方法を検討し条件が整ったものから順次指定管理者制度を導入する施設】

- ・保育所
- ・放課後児童クラブ
- ・公民館、図書館等の社会教育施設
- ・体育館、グラウンド等の体育施設
- ・給食センター

【施設の設置目的・用途から地元等へ譲渡を検討している施設】

- ・構造改善センター
- ・農村公園
- ・しいたけ不時栽培施設
- ・工芸伝承館
- ・二部遊学館
- ・神奈備ふれあい会館
- ・添谷農産物加工処理施設
- ・大滝放牧場（建物・施設）
- ・集出荷貯蔵施設
- ・大型共同作業所
- ・わさび試験田

【利用状況から廃止する施設】

- ・教育文化会館
- ・鬼の電話ボックス
(商工会館前以外の2台)

<従来の制度と新しい制度の比較>

(表1)

	従来の管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	公共団体、公共的団体、町の出資法人等に限定	民間事業者を含む幅広い団体（個人を除く）NPO法人等でも可
権限と業務の範囲	町の管理権限の下で契約に基づき、具体的な管理の事務業務を管理受託者が執行。 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である町が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	施設の管理に関する権限を包括的に指定管理者に委任する。 施設の使用許可も行うことができる。 町は、指定管理者に対して、必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	管理委託させること	指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲その他必要な事項
契約	委託契約	協定 指定管理者の指定（＝行政処分）は、地方自治法上の契約に該当しないため、同法に規定する入札の対象とならない。

【問い合わせ先】自治振興課政策管理室 ☎68-4212